

岩手県告示第490号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成25年6月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸釜石海岸鶴住居地区海岸（片岸地先海岸）
- 2 指定区域 次の基点1から基点29までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点29と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点1 北緯39度20分09秒55797、東経141度54分01秒15466
基点2 北緯39度20分10秒75147、東経141度54分01秒23955
基点3 北緯39度20分12秒54471、東経141度54分00秒43387
基点4 北緯39度20分12秒67728、東経141度54分00秒11617
基点5 北緯39度20分12秒65440、東経141度53分59秒76366
基点6 北緯39度20分10秒96314、東経141度53分58秒36070
基点7 北緯39度20分09秒87007、東経141度53分57秒85064
基点8 北緯39度20分08秒80496、東経141度53分57秒67284
基点9 北緯39度20分06秒93729、東経141度53分57秒71646
基点10 北緯39度20分02秒89729、東経141度53分57秒51537
基点11 北緯39度20分00秒81294、東経141度53分57秒29356
基点12 北緯39度19分58秒76447、東経141度53分57秒21720
基点13 北緯39度19分56秒30180、東経141度53分57秒36427
基点14 北緯39度19分54秒08706、東経141度53分57秒75959
基点15 北緯39度19分52秒87858、東経141度53分58秒04496
基点16 北緯39度19分51秒48639、東経141度53分58秒48002
基点17 北緯39度19分50秒40139、東経141度53分58秒25502
基点18 北緯39度19分46秒69195、東経141度53分58秒99612
基点19 北緯39度19分46秒77313、東経141度53分59秒06968
基点20 北緯39度19分48秒85906、東経141度54分00秒94114
基点21 北緯39度19分49秒97269、東経141度54分01秒64870
基点22 北緯39度19分50秒99915、東経141度54分01秒86587
基点23 北緯39度19分52秒23433、東経141度54分01秒65267
基点24 北緯39度19分54秒55152、東経141度54分01秒02084
基点25 北緯39度19分57秒36413、東経141度54分00秒58462
基点26 北緯39度19分59秒03105、東経141度54分00秒46692
基点27 北緯39度20分00秒84939、東経141度54分00秒55355
基点28 北緯39度20分02秒61189、東経141度54分00秒76742
基点29 北緯39度20分08秒73546、東経141度54分00秒98517

備考 関係図面は、岩手県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。